

(重要) 本事務連絡は、令和3年4月27日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に発出されている事務連絡「特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について」の内容について周知するものです。関係者に周知願います。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁政策課

特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における 催物の開催制限等に係る留意事項について

「2月26日に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の変更等について」（令和3年3月1日付スポーツ庁政策課事務連絡）において内容を周知いたしました、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年2月26日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）にも示されている通り、令和3年5月以降の取扱いについては、「今後検討の上、別途通知する」とされておいたところです。

今般、令和3年4月27日付で、各都道府県知事等宛に「特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について」（令和3年4月27日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡。以下「内閣官房事務連絡」という。）が発出されております。

内閣官房事務連絡においては、主に特定都道府県及び重点措置区域である都道府県を除く地域の催物の開催制限等について、以下の通り示されております。

(略)

5月1日以降の特定都道府県及び重点措置区域である都道府県を除く地域（以下「その他都道府県」という。）の催物の開催制限等については、当面6月末まで現行の目安を継続し、下記のとおりとするので、留意されたい。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙2のとおり。

なお、**特定都道府県及び重点措置区域である都道府県においては、令和3年4月23日付け事務連絡の目安を継続する**ので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることに留意されたい。また、7月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

記

1. その他都道府県における催物の開催制限

令和2年11月12日付け事務連絡1. のとおり取り扱うこと。

なお、留意事項については、令和3年4月23日付け事務連絡1. (4) のとおり取り扱うこと。

2. 施設の使用制限等

令和3年2月4日付け事務連絡2. (3) のとおり取り扱うこと。

3. 外出の自粛等

令和3年4月23日付け事務連絡3. (3) 及び(4) のとおり取り扱うこと。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、各都道府県・指定都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。

本件について、下記参考情報とあわせ、域内の市区町村のスポーツ担当部署、その他関係機関に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

(参考資料)

- ・特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について（令和3年4月27日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210427.pdf

[過去の事務連絡]

- ・来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113

- ・緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年2月4日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年4月23日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210423.pdf

〔その他〕

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・緊急事態宣言下における安全な運動・スポーツの実施について（令和3年1月8日付 各都道府県・指定都市スポーツ主管課宛 スポーツ庁健康スポーツ課 事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210112-mxt_kouhou01-000004520_05.pdf

- ・新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791、2673） メール：sseisaku@mext.go.jp